

決議・意見書

(要旨)

議会では9月定例会で、次の決議・意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

義務教育国庫負担制度の存続や拡充と 教職員定数改善計画の早期実施を強く求める意見書

本市議会は、2014年度(平成26年度)国家予算編成において、教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育予算の大幅増額と、教育水準の維持・向上を図るため、次の事項について国の財政措置を強く求める。

- 1 義務教育制度の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに義務教育教科書無償制度を存続すること。
- 2 公立の小学校2年生から6年生まで及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む)の学級編成の標準を順次35人に改定する措置を早期に講ずること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長

鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書

国におかれては、鳥獣・海獣被害防止の充実を図るため、以下の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

- 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。また、狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と狩猟者の社会的地位向上の促進を図ること。
- 3 海獣被害に対しては、追い払いなどの防除対策事業、個体数調整のための調査捕獲事業、及び生息域などの把握のためのモニタリング事業をより一層推進すること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣

若い世代が安心して就労できる 環境等の整備を求める意見書

政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求める。

- 1 世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
- 2 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣質な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
- 3 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。
- 4 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

政府におかれては、以下の事項について早急な対策を講じるよう強く要望する。

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災及び被災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(衆院で継続審議)の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること。
- 2 発生確率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」(衆院で継続審議)の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること。
- 3 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和及び財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」(衆院で継続審議)の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

「原子力事故子ども・被災者生活支援法」に 基づく具体的施策の早期実施等を求める意見書

国会及び政府におかれては、原子力事故子ども・被災者生活支援法に基づく具体的施策等を早期実施するために、以下の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 原子力事故子ども・被災者生活支援法に基づく「基本方針」を速やかに策定し、各種の具体的施策の早期実現のために必要な予算措置を講ずること。
- 2 「基本方針」策定と施策の具体化に当たっては、被災者の意見を十分に反映する措置を講ずること。
- 3 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うこと。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

米軍ヘリHH60墜落事故の早期原因解明と 情報提供を求める決議

米軍救難ヘリコプターHH60が、沖縄県宜野座村の米軍基地キャンプ・ハンセン内山林に墜落した事故は、県民の被害はなかったものの、ひとつ間違えば大惨事となる重大な事故である。キャンプ座間にも類似のヘリコプターUH60Aが5機備えられており、事故は決して他人事ではない。

よって本市議会は、事故原因の早期解明と再発防止、並びに基地内における事故発生に関する速やかな情報伝達・情報提供を強く求めるものである。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、駐日米国大使

米国における新型臨界前核実験に強く抗議する決議

米国エネルギー省国家核安全保障局(NNSA)は本年4月から6月の間に未臨界核実験を補完する火薬を使わない新型の核性能実験を実施したことを公表した。今回の核実験は、米国オバマ大統領自身が提唱した「核のない世界」の理念に反するものであることを指摘するとともに、かかる米国の対応は国際的な核軍縮の流れに逆行するものと言わざるを得ない。

よって本市議会は、米国が実施した新型臨界前核実験に強く抗議するとともに、核兵器廃絶を強く求めるものである。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、駐日米国大使

社会保障制度改革推進法案について 要支援者の介護を継続するよう求める意見書

政府の社会保障制度改革国民会議は、介護を必要とする度合いが低い「要支援」向けサービスを介護保険から外し、2015年度から段階的に市町村の独自事業に移すべきだと提言した。これに対し、「財政が厳しい市町村ではサービスの質が下がり、地域格差が広がる」との懸念も出ている。「要支援」の介護は、軽度の高齢者を重症化させる恐れがある。その家族にとってはデイサービス等に行っている間にほっとでき、在宅ひきこもりを防ぐことにもつながり、要支援のサービスは一人暮らしの高齢者にとっては生活の大きな支えで、認知症予防や安否確認にもつながるものである。

以上のことから、「要支援」向けサービスを介護保険から外すことなく、利用者とその家族が安心して暮らせるような介護制度を求める。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する 地方の財源確保のための意見書

本市議会は、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長

地方税財源の充実確保についての意見書

国においては、次の事項を実現されるよう強く求める。

- 1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
 - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
 - (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。
- 2 地方税源の充実確保等について
 - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
 - (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
 - (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
 - (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
 - (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
 - (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
 - (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

※要旨のみ掲載していますので、詳細は市ホームページでご確認いただくか、議会事務局までお問い合わせください。☎046(252)8872